役員の誓約及び就任承諾に関する書面

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　特定非営利活動法人

　 設立代表者 　　　　　　　　様

　私は、特定非営利活動促進法第２０条各号に該当しないこと及び同法第２１条の規定に違反しないことを誓約し、特定非営利活動法人　　　　　　の 　　　　　 に就任することを承諾します。

 　　　　　　　 （住所又は居所）

　　　　　　　　　　　　　　（氏　　　　名）

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経

過しない者

三　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から

二年を経過しない者

・　特定非営利活動促進法の規定に違反した場合

・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合

・　刑法第204条［傷害］、第206条［現場助勢］、第208条［暴行］、第208条の２［凶器準備集合及び結集］、第222条［脅迫］、第247条［背任］の罪を犯した場合

・　暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合

四　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年

を経過しない者

五　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から２

年を経過しない者

六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、

又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになっ

てはならない。

（役員総数５人以下の場合）　配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない

（役員総数６人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について１人まで含まれてよい

 注１ 役員全員についてそれぞれ作成が必要です。

 ２　「住所又は居所」の欄には、広島県特定非営利活動促進法施行条例第２条第２項に掲げる書面（住民票の写し等で申請日前６月以内に作成されたもの）によって証明された住所又は居所を記載してください。（書面のとおりに記載してください）

 ３ 役員が監事の場合は、「理事」を「監事」に書き換えてください。

 ４ この書面の原本は法人で保管し、申請にあたってはそのコピーを提出してください。

　　５　用紙の大きさは、日本工業規格A列４でお願いします。